

令和8年7月21日

質 問 事 項 ・ 回 答

案件名称：庁内情報利用端末等借入（長期継続契約）

大阪広域環境施設組合

番号	質 問 事 項	回 答
1	仕様書 6 枚目 6.2 保守の内容(5) 「端末回復用のリカバリメディア(年1回以内を想定)を作成すること。」との記載がございますが、作成するリカバリメディアは何種類を想定すればよろしいでしょうか。	Microsoft Office に関して2種類 (Professional と Standard) の運用のため、2種類を想定しています。
2	仕様書 6 枚目 6.2 保守の内容(5) 「端末回復用のリカバリメディア(年1回以内を想定)を作成すること。」との記載がございますが、既存のリカバリメディアをリストアした端末に対して、バージョンアップやセキュリティパッチの適用を行う形でもよろしいでしょうか。あるいは端末に対して一から OS をインストールし、リカバリメディアを作成する必要がありますでしょうか。	既存のリカバリメディアをリストアした端末に対して、バージョンアップやセキュリティパッチの適用を行う形を想定しています。
3	仕様書 6 枚目 6.2 保守の内容(5) 「端末回復用のリカバリメディア(年1回以内を想定)を作成すること。」との記載がございますが、作成すべき OS やアプリケーションのバージョン、及び適用すべき機能アップデートやセキュリティパッチは、具体的なお指示を貴組合からいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

4	仕様書 7 枚目 6.6 特記事項(8) 「障害等により、SSD の交換が必要になった際は、SSD のデータ内容を完全消去し、データ消去作業が完了した旨の証明書を発行すること。」との記載がございますが、完全消去を実施し、証明書を発行したハードディスク又は SSD を、当該案件の保守用部品として再利用することは可能でしょうか。	当案件での再利用であれば、可能です。
5	仕様書 7 枚目 6.6 特記事項(8) 「障害等により、SSD の交換が必要になった際は、SSD のデータ内容を完全消去し、データ消去作業が完了した旨の証明書を発行すること。」との記載がございますが、物理的な障害で完全消去が不可能な場合、破壊及び破壊した旨の証明書の発行で代替することは可能でしょうか。	可能です。
6	仕様書 7 枚目 6.6. 特記事項(9) 「機器設置後において組織改正等により本仕様書に示す設置場所に変更が生じた場合には、変更後の設置場所において保守作業を実施すること。」との記載がございますが、設置場所の変更作業そのものは保守対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。運用開始後の機器の移設等の作業そのものは、保守対象外です。 6.6. 特記事項(9)の記載内容については、故障時対応等の保守作業を対象としています。

7	仕様書 3 枚目 3.2. 設置場所、所在地、借入台数、借入期間 設置場所で「鶴見工場」については、導入後に建て替え工事完了した場合、機器の移設等は作業対象外の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。運用開始後の機器の移設等は作業対象外となります。
8	仕様書 7 (1) 機器のデータ消去について、設置場所から弊社指定ヤードに引揚後の対応で問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
9	仕様書 7 入期間満了時の取り扱い 機器のデータ消去場所は、リース会社指定場所でもよろしいでしょうか。	機器引取後のデータ消去場所については、特に指定はしませんので、リース会社指定場所で可能です。